社会福祉法人宮古島市社会福祉協議会

再雇用規程

社会福祉法人
宮古島市社会福祉協議会

社会福祉法人宮古島市社会福祉協議会再雇用規程

（目的）

第１条　この規程は、社会福祉法人宮古島市社会福祉協議会（以下「本会」という。）就業規則第４０条第２項、非常勤職員就業規則第３０条第２項、介護職員就業規則第１１条第２項に基づき定年退職後に再雇用される者の取り扱について定める。

（職種）

第２条　再雇用する者の職種は、本人の希望、技能、経歴、資格、健康状態並びに雇用状況を総合的に勘案し、決定する。

（手続き）

第３条　再雇用を希望する者は定年の６カ月前までに再雇用申請書（様式第１号）を提出すること。

２　再雇用希望申請書が提出された際は、再雇用希望者の課長は意見書（様式２号）を作成し会長へ提出。ただし、希望者が課長の場合は事務局長、事務局長の場合は課長が提出する。

３　再雇用の可否については、申請書の受理後、会長が次に定める基準に従い審査するとともに,事務局長又は課長よりの意見書をふまえ、該当する者を再雇用する。

（１）引き続き勤務することを希望していること

（２）直近の健康診断の結果、業務遂行に問題がないこと

（３）無断欠勤がないこと

４　会長は前項の申請書を審査し、再雇用する必要があると認める場合は、本人に対して再雇用通知書（様式第３号）を交付しなければならない。

（期間）

第４条　再雇用の契約期間は１カ年の契約とし、その後本人からの退職の申し出又は能力、健康、を考慮の上１年毎に更新できるものとする。

（労働時間）

第５条　再雇用の労働時間は、社会福祉法人宮古島市社会福祉協議会就業規則第 16 条、第 17 条、第 18 条、第 19 条及び宮古島市社会福祉協議会介護職員就業規則第１２条による。

（賃金、手当等）

第６条　この規程により雇用された職員の賃金、手当等について、非常勤職員については非常勤職員就業規則、介護職員については介護職員給与規程を適用する。

（休暇）

第７条　休暇は社会福祉法人宮古島市社会福祉協議会非常勤職員就業規則　第１４条、第１５条、第１６条、第１７条又は宮古島市社会福祉協議会介護職員就業規則第１７条とする。

（福利厚生）

第８条　再雇用者の福利厚生は、健康保険、厚生年金保険、介護保険、労災保険、雇用保険等については、関係法令の規定を適用する。

（退職）
第９条　再雇用者が次の各号に該当するときは退職とする。
（１）死亡したとき
（２）雇用期間が満了し、更新しないとき
（３）６５歳の満年齢に達した年度の末日
（４）自己の都合により退職を希望するとき
（５）本会の就業規則第４２条、非常勤職員就業規則第２８条、介護職員就業規則第１０条に該当し、懲戒解雇となったとき
２　前項４号により退職しようとするときは、その日の 30 日前に書面により申し出て、会長の承認を得なければならない。ただし、退職金は支給しない。

（規程等の準用）
第１０条　この規程に定めのない事項については、労働基準法又は本会の就業規則、非常勤職員就業規則、介護職員就業規則による。

（規則の改廃）
第１１条　この規程を改廃しようとする場合は、理事会の承認を得なければならない。

附則　　この規程は、平成２２年４月１日より施行する。

附則　　この規程は、平成３０年４月１日より施行する。
第３、６、８～１２条の改正、第８、１４条の挿入、附則の挿入

附則　　この規程は、平成３０年１１月１日より施行する。
第５条の改正、第１２条の改正

附則　　この規程は平成３１年４月１日から施行する。
第４条、第１４条第１項第３号の改正
第３条第４項、第１０条第１項第４号、第１０条第２項の挿入
様式第３号の制定
附則の挿入

附則　この規程は令和元年７月１日から施行する。
別表１の改正、附則の挿入

附則　この規程は、令和元年１０月１日から施行する。
別表１　　再雇用給与表（第６条関係）の改正（沖縄県の最低賃金に伴う改正）
附則の追加

附則　この規程は、令和２年４月１日から施行する。
別表１　　再雇用給与表（第６条関係）の改正（介護員（生活相談員）の新設）
附則の追加

附則

この規則は、令和２年６月３日から施行し、令和２年４月１日より適用する。

第７条第１項語句の削除、第７条第２項の挿入、附則の追加

附則

この規則は、令和２年１２月９日から施行する。

上記の施行日に在職している職員に対し１回限り新型コロナウイルス感染症対策慰労金として100,000円を支給する。

但し、沖縄県が実施する「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業」及び宮古島市が実施する「宮古島市介護サービス事業所・施設等職員支援金支給事業」対象の職員は除く。

第６条語句の変更、第６条第２項、第７条～第１１条の削除、第１２条～第１６条の繰り上げ、第９条第２項の挿入、第１１条語句の変更、別表１、別表２、別表３の削除、附則の挿入

附則

この規程は、令和４年４月１日から施行する。

様式１、様式２、様式３、様式４の変更

様式第1号（第3条関係）

再　雇　用　申　請　書

申請者	申請日	年　月　日	定年（退職）期日	年　月　日
	所属課		事業名	
	職名		住所	
	氏名	フリガナ 印	生年月日	年　月　日
	所有資格等			
	現在の業務内容			

再雇用規程に基づき、定年後の雇用継続を申請いたします。

再雇用希望日	年　月　日	希望継続期間	年　月　日まで
希望職種又は業務			
要望事項			

受付印欄

供覧	会長	事務局長	課長

用紙のサイズはISO 216（国際規格）、JIS P0138（日本工業規格）によるA4サイズとする。

様式第2号（第3条第2項関係）

再 雇 用 申 請 に 伴 う 意 見 書

意見者	記入年月日		氏　名	印
	課　名		職　名	
申請内容	申請日	年　月　日	定年期日	年　月　日
	所属課		事業名	
	職　名		住　所	
	氏　名	フリガナ 印	生年月日	年　月　日
	所有資格等			
	現在の業務内容			
	再雇用希望日	年　月　日	希望継続期間	年　月　日まで
	希望職種等			
	要望事項			

意見等	勤務状態	優・良・可・不可	特記事項		
	業務の状況				
	健康状態	直近健康診断の写しを添付のこと			
	総　評	再雇用について			
		職種について	希望職種の場合	事由	
			希望職種以外の場合	事由	
		雇用形態			
		賃金			
		備考			

決済	決済印欄	会長		事務局長	
		承認	不承認	承認	不承認
	意見・条件等				

用紙のサイズはISO 216（国際規格）、JIS P0138（日本工業規格）によるA4サイズとする。

様式第3号（第3条第4項関係）

再　雇　用　通　知　書

（　雇　用　者　氏　名　）

年　　月　　日

社会福祉法人
宮古島市社会福祉協議会
会　長　　印

社会福祉法人宮古島市社会福祉協議会再雇用規程による非常勤職員を命ず。

雇用するにあたり、労働条件は下記のとおりとする。

雇用条件	
所属	
職名	
雇用期間	自　年　月　日 至　年　月　日
雇用形態	
業務内容	
勤務時間	
休日等	
有給休暇	
割増賃金	
期末手当	
諸手当	
賃金	
賃金等締切日支給日	
昇給	
退職金	
雇用管理の改善等に関する事項に係る相談窓口	担当　企画総務課　課長　　連絡先0980-77-8661
その他	

用紙のサイズはISO 216（国際規格）、JIS P0138（日本工業規格）によるA4サイズとする。

様式第4号（第3条関係）

再 雇 用 職 員 雇 用 期 間 更 新 申 請 書

下記の内容により、再雇用職員の雇用を更新したいので決済をお願いいたします。

決済印欄	会　長	事務局長	企画総務課長	地域福祉課長	事業課長

起案日	年　月　日
起案者名	印

職員コード	所属課名	氏名	年度（現年度）					年度（新年度）					増△減額	業務内容	金額の増減及びサービス区分の移動があった際の事由	雇用期間		その他の事項			初回雇用年月日
			サービス区分	雇用形態	職名	賃金形態	金額	サービス区分	雇用形態	職名	賃金形態	金額				自	至				